

行政常任委員会

令和 6 年 1 1 月 1 8 日（月）

午 前 9 時 5 9 分 開 会

○仲委員長 おはようございます。ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

本日の議題は、事項書のとおり、津波避難タワーの整備計画についてほか 3 件であります。なお、開催通知でお知らせしましたほかに、商工観光課の尾鷲市企業誘致促進条例（案）の概要についてを議題に追加いたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員でございます。

それでは、市長より御挨拶があります。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様におかれましては、行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

議題の説明に入ります前に、昨日、一昨日行われましたおわせ海・山ツーデーウォーク、尾鷲市の 4 大イベントの一つでございますんですけども、おかげさまで雨天にも関わりませず、トータルで 7 1 1 名、延べだったのですけれども、5 3 5 名の方々が延べで御参加いただきまして、盛大に執り行うことができました。本当に議員の皆様にも夜に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。この件について御報告させていただきます。

それでは、本日、津波避難タワーの整備計画についてと、それから、尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託について、3 番目に国市浜公園野球場建設工事について、4 番目に尾鷲市企業誘致促進条例（案）の概要について、以上 4 点を報告させていただきます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課より説明いたさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○仲委員長 ありがとうございます。

それでは、防災危機管理課長のほうから、事項書の津波避難タワーの整備計画について、説明をお願いいたします。

○大和防災危機管理課長 おはようございます。

防災危機管理課から、津波避難タワーの整備計画につきまして御説明させていただきます。

津波避難タワーの整備について検討を進めている中で、これまでにお示ししております整備計画の内容に変更が生じておりますことから、説明を申し上げます。

主な内容は2点ございまして、1点目は、矢浜避難タワーの対象人数を580人から292人の約半分に変更できたこと、2点目は、設計に係る期間を令和6年度中から、令和6年度後期から令和7年度前期にかけてに変更いたしたく、説明いたします。

それでは、資料に基づきまして、項目1、建設用地等につきましては、元中京銀行（中井町）、元矢浜保育園（矢浜）は変更ございません。表のうち、下段の矢浜の左から二つ目の項目、避難困難者につきまして、580人から292人に変更し、これに伴い、一番右の項目、面積ですが、これは避難フロアの面積ですが、580平米から300平米に変更いたします。これにつきましては変更理由のとおりで、矢浜地区の津波避難タワーについては、その対象を矢浜1丁目292人と中川288人の合計580人として、1人当たり1平米の広さとする580平米の広さを確保できるよう整備する計画でしたが、住民説明会や委員会説明の中で、多くの方から、「収容人数が多過ぎる」、「規模が大き過ぎると日照権や圧迫感があり、日常生活にも支障が出る」との意見がございました。このことを踏まえ、収容人数を机上の計算のみで算出するのではなく、地域の実情を踏まえ算出することで、避難対象地域を絞り込み、収容人数を矢浜1丁目のみの292人とすることについて、県と協議し、9月末に認められたことから変更いたします。

なお、中川地区につきましては、津財務事務所の協力の下、中川にある合同宿舍尾鷲第1住宅2号棟を津波緊急避難ビルに指定し、48名分の避難場所が確保できたところで、引き続き、他の高い建物の活用可能性の検討や、津波避難タワー建設候補地の選定を検討してまいります。

次に、項目2の国への概算要望額についてですが、中井町を2億6,550万円から1億4,925万円を増額し4億1,475万円に、矢浜を3億700万円から5,560万円減額し2億5,140万円、合計で5億7,250万円から9,365万円増額し6億6,615万円に変更いたします。この金額につきましては、あくまでも国への概算要望の金額で、大幅に変更する可能性はございます。

変更理由につきましては、中井町については建物密集地に位置することから、タワーへの作用を考慮し増額と見込み、矢浜については規模縮小により減額と見込み

ました。また、他市町の津波避難タワー建設工事の価格が上昇傾向にあることを踏まえ、県と協議の上、概算額の見直しをいたしました。

次に、項目３、国県補助等の見込みにつきましては、国費として社会資本整備総合交付金が事業費の３分の２、県費として三重県地域減災力強化推進補助金が事業費の６分の１、市負担分が残りの６分の１で、市負担分については地方債を活用予定としており、変更はございません。

次に、項目４の事業予定につきましては、８年度末の完成見込みには変更はございませんが、上側の表では６年度中に設計としておりますところが、下の変更後の表では、設計を６年度から７年度にかけてに変更しています。変更理由につきましては、令和６年度に設計を終える見込みでしたが、５月に中京銀行の売買契約が完了し、その後の用地測量・登記及び矢浜保育園用地内の畦畔に係る対応検討、矢浜避難タワーの規模変更手続に相当の時間を要していることから、設計に要する予定期間では年度内完成が見込めず、設計の工期を令和６年度後半から令和７年度前半にかけて変更いたしたく、これに伴い、１２月定例会には令和６年度設計に係る予算２,０７８万円を繰越明許費として計上させていただきたいと考えております。また、解体・建設工事に係る予算は、令和７年度の補正予算にて、令和７年度工事請負費及び令和８年度債務負担行為を計上いたしたいと考えております。

なお、矢浜保育園用地内の畦畔に係る用地測量費につきましても、本来であれば令和６年度当初予算に計上すべきところで、大変申し訳ございませんが、１２月議会に１２３万円の補正予算計上をさせていただきたく、よろしくお願いいたします。

以上で、防災危機管理課からの説明を終わります。

○仲委員長 どうもありがとうございました。

説明は以上のとおりであります。

ただいまの説明に対して、質疑がありましたら御発言を。

○小川委員 先ほど説明を受けたんですけれども、まず中井町のところ、２億６,５５０万、これが一気に４億１,４７５万、５０％か、価格が上がっているんですけど、材料だけでこんなに上がるのかなと思いがあるんですけど、ほかに何かあれば。何でこんなに上がるんですか。

○大和防災危機管理課長 材料費というところが主なんですけれども、中井町の用地の状況、ここが周辺に建物が多くありますので、地震や津波によりその瓦礫が津波避難タワーに接触し、避難した方に危険を及ぼしかねないことを考慮いたしまして、避難タワーの柱を補強するなど、そのような増額を加味した概算金額といた

しましたところで、このような金額となっております。

○小川委員　　以前から、ある議員さんから、そんなのでは弱いんじゃないかという指摘もありましたし、具体的に柱を太くするだけでこれだけの金額になるんですか。ほかはどうなんですか。それだけですか。

○大和防災危機管理課長　　今現在では柱を強固にするというふうなことで、それに係る金額というふうに考えております。

○小川委員　　そのように理解いたします。

それと２ページ目のところの国県補助等の見込みのところ、この社会資本整備総合交付金３分の２となっておりますけど、これ、充当率というのは６億６,０００万に対しての３分の２ですか。これは変更とか、８０％しか効かないとか、そういうものもあるんですか。

○大和防災危機管理課長　　これにつきましては、国の予算の関係で、令和６年度、今年度分につきましては８４.数％というふうなことで、３分の２に対して８５％弱の国費が割当てとなっておりますが、これにつきましては予算を十分に充てていただけるように、国のほうに働きかけをしておるところでございます。

○小川委員　　それでは、市の負担金って６分の１になっていますが、これ、いろいろ変わるんですね、国の充当率によって。金額はまだはっきり分からないということで理解してよろしいですか。

○大和防災危機管理課長　　国からの配分額によりましては変わる可能性がございます。

○小川委員　　前に示していただいた資料の中で５,７００万ぐらいと出ていましたよね、市の負担。これでいくと大体どれぐらいになるんですか、今の時点では。３分の２、８８％ぐらい出るとして。

○大和防災危機管理課長　　前回御説明したときには、事業費の１割を切れるぐらいと予想して説明させていただきましたが、１割を少し超えるぐらいのことも考えられると思っております。

○小川委員　　６,６００万か６,７００万、市の負担がそれぐらい要るかなというふうに理解すればよろしいですか。

○大和防災危機管理課長　　そのような場合もあるものと考えております。

○小川委員　　もう一点だけ。

今、中川のほうに人が四十何人ほど確保したと聞いたんですけど、残りの人の、何人ですかね、今検討中と言いますが、もし進捗状況、避難ビルとか、タワーを

建てるとか、もし計画があるのなら。何もまだ進捗状況はないんですか。

○大和防災危機管理課長　　中川にある高い建物、活用できるのではないかという
ような建物であったり、建物を確認したり、避難タワーを建てるだけの場所を現地
のほうで確認したりはしておるところで、今の現在の状況としてはそのようなところ
でございます。

○仲委員長　　他に質疑はございますか。

○西川委員　　弱くないんじゃないか、弱くないんじゃないかと言っておった議員
の一人ですけど、これ、1 ページでも、これは人口密集地と認めていますよね。中
井町の場合、ビルを建てるって。これ、火災は想定されていますか。

○大和防災危機管理課長　　火災のことについては見込んでおりません。

○西川委員　　人口密集地と自ら認めておりながら、ほかに、平家建てのところだ
ったら、タワーだったら多分熱や煙で死亡する人はおらんでしょうけど、せっかく
タワーへ逃げて、強固なものにして、密集地で火災が起きたらタワーで焼死という
のはしやれにならんかなと思うもので、そんなのは考慮せなあかんのと違いますか。

○大和防災危機管理課長　　御提案ありがとうございます。どのような形で考慮す
ることができるのか、検討をしてまいりたいと思います。

○西川委員　　早うせなあかんのじゃないですか、これ、検討も。もしするにして
も。ほんの数十メートルずらせば、くどいようですが、広いところがあるのに、
わざわざ密集地のコンクリートを壊すような工事を出して、それで火災を考えてい
ないということはちょっといい加減かなと思うもので、もうちょっとあらゆる方向
で考えられることを精査してください。

○大和防災危機管理課長　　他市町の避難タワーを建てている事例なども参考とし
ながら、そのような火災に対してどのような対策が取れるのか、一番よい方法を十
分考慮し、設計に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○仲委員長　　他にございませんか。

○岩澤委員　　先ほど最後に、矢浜保育園の跡地の百二十数万円のお話があったと
思うんですけど、それをもう一度お伺いしてもよろしいですか。その詳細。

○大和防災危機管理課長　　矢浜保育園、現在建物は建っておりますが、その敷
地の中に畦畔があることが分かりましたので、その畦畔を国から払下げをして取得
する必要がございます、そのために測量、登記をするための予算のほうを、大変
申し訳ございませんが、1 2 月の補正ということで計上させていただきたいと思っ
ております。申し訳ございません。

○仲委員長 他にございませんか。

○中村（レ）委員 以前に言ったと思うんですけども、この避難タワーの高さについて、地域住民から非常に懐疑的な意見がたくさん出て、私、前回も言わせていただいたと思うんですけども、これ、志摩市の23メートルとか、それから錦の24メートルを見に行かれましたか。

○大和防災危機管理課長 見ております。

○中村（レ）委員 それで、それでこの高さに変更がない理由は何ですか。

○大和防災危機管理課長 高さにつきましては、1メートルでも高くできないかということで県と協議をしてまいりました。しかし、基準となる津波の高さ、それプラス2メートルから4メートルということを超えると国費の対象とは認められないということから、今後の設計の中で避難フロアを2層にするなどの工夫をして、高くすることができないか取り組んでいきたいと思っております。

○中村（レ）委員 志摩の案件でも、屋根をつけることによって屋上階が1個上がっていますよね。そやから、高さではなく、避難場所に屋根があるということで認められるはずだと志摩市の場合で聞いていますけれども、その件に関してはどういうふうに考えておられますか。

○大和防災危機管理課長 屋根に上るというアイデアも含めて、フロアを2層にして、現在資料にお示ししている高さよりも上の階は数メートル高くできるように、設計の中で取り組んでまいりたいと考えております。

○中村（レ）委員 それでは、予算が非常に多くなっている件についてお伺いします。当初予算で鋼材のトン当たりの価格を幾らとして、これは計算されましたか。

○大和防災危機管理課長 この金額につきましては、他市町の避難タワーの整備状況に基づく金額、それらを参考として概算金額を県と協議して求めているもので、もともと積み上げてきてこの金額となったという数字ではなくて、他市町の状況からを参考に上げさせていただいておりますので、そういったことで御理解願います。

○中村（レ）委員 すみません。それは全く理解できないです。物価版というのがあって、それで統一の平均価格が出てくるんですよ。その積上げの積算が概算で出てくるはずで、今、これは柱が小さいから大きくされとおっしゃいました。小さい柱を大きくすると、トン当たりどれだけの大きさにトンが出てくるんですよ。それもないまま、この数字が出るわけがないんです。他市町の標準とおっしゃいましたが、それでの積算はあり得ません。物価版での積算で物は積み上げられるので、予算を立てるときに、他市町がこうだからではないんですよ。それと、今、鋼材が

市場価格で値下がりしているのを理解しておられますか。

○大和防災危機管理課長 物価が、避難タワーに係る費用が全般的に高くなっていることは理解しております。

○中村（レ）委員 全般的に高くなっている根拠が要るんですよ。ウクライナの戦争前から、確かに鋼材、非常に上がりました。トン当たり 8 万から 12 万に上がりました。でも、今現在、トン当たり 1 万円から 1 万 5,000 円下がっていて、今後もきっと上がらないと思います。なぜなら、中国の経済が非常に低迷していてダンピングが始まっているので、今までみたいに鋼材が右肩で上がっていくということは考えられないんですよ。ですから、これを積算される場合に、物価版での積算というのを出していただかな、こんなふうに 50% 上がると言われても、鋼材は 50% も上がらないです。

○大和防災危機管理課長 委員がおっしゃっていただいております、積み上げての積算という金額は、これから設計の中で金額のほうがはじかれますので、その金額は来年の補正の中で御説明させていただきたいと考えております。

○仲委員長 他に。

○南委員 中井と矢浜については 1 丁目を限定して縮小されたということなんですけど、今の説明の中で、中川地区の合同ビルを利用するのに、48 名の方が避難できるという説明をいただいたのですけれども、あの地域の方が一体何名いるのかという点が 1 点と、それと、この津波避難タワーの議論については、特に中川地域が僕は今最も危険な地域だと理解しておるし、やはり同時並行で中川の避難についても進めていくという話があったわけなんですけれども、48 名の避難ができるということは理解できるにしろ、他の方はどうするのかなというような物すごい心配がありますので、できたら矢浜・中井地区同様、避難体制をしっかりと確立していただきたいというのが、この委員会でも皆さんそのような話をされておったと思うんですけれども、中川地域の避難についてはどのように考えておりますか。

○大和防災危機管理課長 矢浜の避難タワーを縮小したことで、288 名の方が矢浜・中川地区で避難困難者として残ります。その方を対象に、緊急避難ビルであったり、地域の高い建物の活用であったり、避難タワーを整備する候補地を選定していくことも含めて、現在同時並行で検討を進めております。

○仲委員長 南委員よろしいですか。

○南委員 同時並行が分かって、48 名の方が差し当たっては合同ビルのほうへ避難できるということは理解しておるんですけれども、そうなってくると、あとの

240名の方が避難困難者になるわけですね、数字的に。その240名の方の安全の担保というのが、やはり中井町、矢浜同様に必要だと思うので、できるだけ早い形を示していただきたいなと強く要望をいたしたいと思います。いかがですか、その点について。

○大和防災危機管理課長 できるだけ早く候補地のほうの選定を進められるよう、取り組んでまいります。

○中村（文）委員 矢浜の避難困難者が292人というくくりになっているのですけれども、これは矢浜1丁目に住んでいる方々が292人ということなんですか。

○大和防災危機管理課長 矢浜1丁目の避難困難者が292人というふうに算出しております。

○中村（文）委員 ではもし、もしというか、この292人がこのタワーの避難困難者の限度ですよ。もし、それに上回る人が来てしまった場合とかって、考えておられますか。

○大和防災危機管理課長 これは最悪の場合を想定しておりますので、避難する速度も1秒間に0.5ということで、高齢者でも、足の悪い方とか、そういうことが、皆さんがそういうふうな状態になったらというようなことでの最悪の想定をしておりますので、多くの方はもっと国道とかに、実情としては逃げられる方が多いのではないかとということで、これを上回ることは現状考えにくいというふうに考えております。

○濱中副委員長 津波避難に関しては、高ければ高いほど安心というのが当たり前の話なんですけれども、以前から中井町、特に高齢者の避難を求める声が多い中で、縦に上ることの困難さというの聞いております。例えば老人会とかそういうところで、高所への、現在ある避難ビルへの避難の行動、訓練であるとか実験であるとかということで、高いところへどれだけの人が上れるかということ把握されているのか、これまで。

それと、もう一つ、結局東北の反省というか経験から、動力を使わないリフトのような、ライフガードリフトという商品名で出ているのもあるんですけども、全く電力・ガスなどを使わない、エネルギーを使わない、ただ動力だけの力で高いところへ人を送り込める装置というのが、建物の大きさによってオーダーメイドできるような形も出てきております。なので、高齢者、特に足の不自由な方とか高齢者の方たちに、高いところ、一体どれが現実的なのか。たとえ50メートルのタワーを造ったところで、上れなくては意味がないので、そういった辺りの設計をする前

の段階でも、ぜひ実験するなり体験するなりして、こういったものが必要で、こういったことが効果的なのかということは、把握された上で進めていただきたいと思いますけれども、そういったリフトなんかは考えられたことはないですか。

○大和防災危機管理課長　　今御質問いただきましたライフガードリフト、これにつきましては私は初めてお聞きしたものですから、このようなものをどのように有効活用ができるのか、そういったことをいま一度確認しながら、ほかにもどのような手段があるのか把握した中で、今後設計に取り組んでまいりたいと思います。

○濱中副委員長　　よく、中井町周辺の夜間歩行訓練なんかを参加させてもらってきました、これまで。本当にぎりぎりのところで難を逃れる時間まで訓練は進んできておりますよね。走れる人ばかりじゃないからということで、その時間想定もしながらの訓練はしてきているので、徒歩で高いところへどこまでということはやられていますけれども、ただ、高いところへ上るという実証実験をやった上で、もしそれが困難で、本当に助かる人のほうが少ないとなって、歩いてのほうが効果的というふうになった場合に、避難路に対する整備というのも並行して考えていただきたいと思いますので、必ずそういったところの障害のある方、高齢者の方、そういうところの聞き取りなり実験はしっかりとやっていただきたいと思います。

○大和防災危機管理課長　　地域の実情を把握することをしっかり行っていきたい、その上で地域にそぐような避難方法を検討し、整備していくよう努めていききたいと思います。

○仲委員長　　他にございませんか。

○中村（レ）委員　　今の副委員長の話の続きなんですけれども、中井町の橋が耐震化されていないんですよね。それで、水平避難というのが基本やと思うんですけれども、水平避難を確保しないうちに、垂直避難に4億かけるというのはいかがなものかと前回から言っていますけれども、橋の耐震化がまず行われた後に垂直避難というのを考えるべきであって、橋の耐震化をしない理由は何ですか。

○大和防災危機管理課長　　大変申し訳ございませんが、防災部局では返答しかねますので、御了承願います。

○中村（レ）委員　　市長にお尋ねします。

○仲委員長　　市長、橋の耐震化が進んでいないということなんですけど、市長、答えられれば。

○加藤市長　　北川橋のことをおっしゃっているように私は思うんですけれども。だからそれはまだやっておりません。だけど、きちんとした点検は建設課のほうで

きちんとやっておりますので。一方の宮前橋ですか、こっちのほう、こっちのほうはできているのでね。今、委員指摘の北川橋の話をされていると思うんですけども、耐震化されていないということは何度も報告していますけれども、きちんとした点検は建設課のほうで常時やっておりますので、やっておりますということだけ報告いたします。

○中村（レ）委員 点検と落橋防止工事は全く違うものであり、落橋防止が大事なんです。橋の点検というのは、橋梁がどれだけ腐食しているかという検査であって、橋が落ちるかどうかではないんです。それが済んでいないからと何回もおっしゃいますけれども、避難路として一番大事なのは水平避難で、垂直避難ではありませんので、今副委員長が言われたように、垂直以前に水平避難の道を必ず確保していただきたいと思います。

○加藤市長 こういう災害が起きた場合の避難経路というのはきちんとしてきているわけなんですけれども、ずっと以前、私も聞いた話でございますので、当初児童公園の中で避難タワーを建てるとなると、橋を渡って行くかいというような話が。だから、橋の北側の神社側の人は上のほう逃げるわけですね。それで、川のこっち側の、町内側のほうの中井町とかそういったところは中村山へ逃げるという、そういう、これが基本とした中心となる避難経路なんです。そうしますと、確かに橋の崩落というのもやっぱり気になりますし、それに対する予算というのもきちんと確保しなきゃならないとは思っておりますんですけども、やはり優先度として、特に中井町付近の低地であるところから避難場所へ逃げるという方法として避難タワーということを考えておりますので、まずそちらのほうを第一優先とさせていただいたわけでございます。

○中村（レ）委員 それでは、垂直避難が手軽に行われるという方法をぜひ考慮していただきたいと思います。

それと、もう一つお聞きしたいんですけども、国県の補助についてですけども、これ、緊急防災債やったら、100%充当で70%やと思うんですけども、これ、今さっき100%充当でないっておっしゃいましたので、解体にかかる費用も、これ100%充当はされないということで理解していいわけですか。

○加藤市長 社会資本整備については100%の充当額で3分の2、マックスで3分の2出ます。でも、しかし、令和6年度については、先ほど防災危機管理課長が申し上げましたとおり、八十数%しか出ていなかったというのは事実でございます。何とか100%に行くために、今国交省のほうに働きかけをして、国交省の言

い分についても、立地適正化計画をつくったりいろんな形の中で、要するに社会資本整備のこの交付金を100%取るべく、今努力をしているというところでございます。

したがいまして、この社会資本整備総合交付金では、要するに100%の中の3分の2、そして、三重県のほうからの三重県地域減災力強化推進補助金が6分の1、6分の1と6分の4で6分の5、尾鷲市の場合には6分の1です。6分の1ですけども、これは全部、ここにも書いておりますように、地方債を活用します。地方債の場合については、地方債を適用する場合には、全体の金額の中の90%が充当額で、その分の50%が交付税バックになりますので、基本的に言ったら、6分の1からこれを計算しますと、120分の11を引きますと、実際問題尾鷲市の実質負担額は1割弱になると。これは何度も防災危機管理課長のほうから報告させていただいた詳細でございます。

以上でございます。

○下村副市長　先ほど課長のほうから85%程度になったということなんですけど、残り15%についても追加申請をしておりますので、お認めいただければ100%になるということで、内示は多分年明けになってしまうと思いますが、現在追加ということで、残り15%分も申請を行っております。

○仲委員長　他にございませんか。

○濱中副委員長　今、川の上の橋の話があって、市長が今、中井町周辺の人が川を渡るかいというような意見があったというふうにおっしゃいましたよね。もちろんそうなんです。以前に、東北の震災のある前後、いろんなところで防災の講話を聞くたびに、幾ら丈夫な橋でも、川の遡上を考えたら、その上を水が洗う、それが危険だから、川からできるだけ離れることが防災の基本であるというふうに各防災コーディネーターから聞いておりますので、市長の聞いただけと言われる話もまさしくそうだと思うんです。

ただ、橋に関しては、本当に災害時、とっさに逃げるときには、一番離れるべき場所やと思うんですけれども、災害後の復興を考えたときに、橋がなくなった後というのはとても身動きが取りにくいので、それと、今回の避難とは別に、橋というものに関しての補強に関しては力を入れていただきたいというのと、川から離れるべき理由をもっと啓発しておいてください。防災のほうで、防災講話のほうで。橋が弱いから渡らないではないですよ。水の遡上の心配をするから近づかないということを、もっと市民の方に広く分かっていただいて、その上での避難経路を考慮し

ていただくように、ぜひ啓発していただきたいと思うので、その辺り、どういうふうに防災のほうでは考えていますか。

○大和防災危機管理課長 津波が低いところ、川を遡上するのが早いというふうなことはありますので、そのようなことはしっかりと地域住民に対して、防災講話、防災学習の中で皆さんに十分知っていただけるよう、その上で避難経路を検討しておいていただけるよう、しっかり取り組んでまいります。

○仲委員長 質疑よろしいですね。

○中村（レ）委員 川の遡上が一番危ないと言われているのに、なぜ野球場の避難歩道橋を川の上に造って、河口から一番近いところで、おまけに高さもないところで、安全に逃げられるとおっしゃるんですか。その意味が分かりませんが。

○仲委員長 答弁よろしいですね。

ほかにございますか。

それでは、防災危機管理課を終了いたします。

次に環境課の議題に入りますので、準備が整うまで少しお待ちください。

（休憩 午前 10 時 41 分）

（再開 午前 10 時 42 分）

○仲委員長 それでは、環境課の議題に入ります。

説明をお願いいたします。

○平山環境課長 環境課です。よろしくお願いいたします。

本日の議題でございますけれども、本市のし尿処理施設であります尾鷲市クリーンセンターにつきましては、し尿浄化槽汚泥の適正な処理を行い、生活環境の保全に努めているところでございます。

現在、クリーンセンター整備運営管理につきましては、平成 13 年度、令和元年度から令和 6 年度までの 6 年間を包括複数年整備運営管理業務として事業者へ委託しており、今年度に業務委託の更新を迎えます。このことから、令和 6 年第 4 回定例会での本業務委託に係る債務負担行為の計上に向けて、現在積算等準備を進めているところでございますが、令和 7 年度以降の契約方法の予定と、あと今後の整備計画等について、御説明させていただきたいと考えております。

それでは、委員会資料の 1 ページを御覧ください。

この表につきましては、包括業務として開始しました平成 25 年度からのクリーンセンターの業務委託の概要であります。

資料の訂正といいますか、この表の真ん中と右側の契約期間のところの年度でございますけれども、「令和元年度年度」、「令和6年度年度」と、この二つのところが「年度」が重なっておりますので、こちらのほう、訂正させていただきます。申し訳ございません。

本表、平成25年から30年度までの6年間につきましては、随意契約にて、クボタ環境サービス株式会社中部支店と11億6,100万円で契約し、そのときの当初の債務負担行為限度額につきましては12億6,000万円でありました。限度額に対する契約額の率については92.1%で、6年間の契約金額は以下のとおりであります。現行の契約であります令和元年度から令和6年度までの6年間につきましては、公募型プロポーザル方式で公募を行い、同じくクボタ環境サービス株式会社中部支店と10億6,758万円で契約、当初の債務負担行為限度額は10億7,580万1,000円でありました。限度額に対する契約額の率としましては99.2%で、6年間の金額につきましては以下のとおりでございます。

なお、クボタ環境サービス株式会社中部支店様は令和4年4月1日に会社名の変更があり、現在はクボタ環境エンジニアリング株式会社中部支店となっております。

それで、一番右の表の部分になるのですけれども、今回の包括業務につきましては、令和7年度から令和12年度までの6年間として、本業務に係る債務負担行為限度額について、先ほど申し上げました第4回定例会での計上を行うために準備を進めておりますが、これまで債務負担行為額等を精査してきた結果、概算額で6年前の債務負担行為の当初の計上額、表にあります額に対しまして、約3億2,000万円ほど増加する見込みとなっております。委託金額の増加、現在積算をやっておる金額の増加の要因としましては、人件費の上昇、こちらのほうは公共工事の設計労務単価で、平成31年から令和6年の比で約1.2倍ですとか、あと、光熱水費のうちの電気代の上昇、また建設資材価格、こちらのほうは建設資材価格指数で、平成31年、令和6年度比で1.42倍と伺っておりますが、これらの上昇によるものに加えまして、表中に記載させていただいております、令和7年度でこのクリーンセンターが竣工してから19年目を迎えることから、施設機能の長寿命化を見据えて、今回供用開始後初めてとなる受入れ槽などの6層の防食塗装工事を計画することなどによるものであります。受入れ槽の防食工事はし尿や浄化槽汚泥の一番初めの受入れの部分に当たる施設であることから、運転業務を中断することなく実施していかなければならないことや、今年度で18年目を迎えるクリーンセンターについて、今後コストを抑えながら、施設を安全により長期間使用していくための

ノウハウ等が求められると考えることから、竣工以来１８年間にわたり一貫して運転管理ですとか機器整備等について従事していただいておりますクボタ環境エンジニアリング株式会社中部支店との随意契約が最善と申しますか、よいのではないかとというふうに環境課では考えております。

その下の２の今回予定の包括業務（１）スケジュール（予定）につきましては、これらを前提と仮定したスケジュールであります。１０月から最終的な事業内容の協議を行っており、１２月に債務負担行為をお認めいただいた後、来年１月から随意契約による交渉を行い、３月に受託者の決定が行えればというふうに予定するものでございます。

次に、２ページのほうを御覧ください。

この表は尾鷲市クリーンセンター業務委託の概要について、施設が供用を開始した平成１８年度から現在までの契約概要をまとめたものです。平成１８年度はクリーンセンターが竣工した年度となりますが、試験運転を含めた６か月間の維持管理を委託しております。備考欄に瑕疵担保期間２年間と記載してありますが、１８年の１２月からの２年間なので、１９、２０年度にも瑕疵担保期間と記載させていただいております。平成１９、２０年度は２年間の維持管理業務委託とし、施設点検としてそれぞれの年度で、破碎機の整備、受入れ槽の清掃点検や脱臭用の活性炭の取替えなどが主な施設点検の内容となっております。平成２１年度では、前年度までの維持管理と施設点検業務の委託を一つの業務委託として行っております。平成２２年度からの３年間は、維持管理と施設点検業務の委託を合わせ複数年の包括業務委託として計画し、公募型のプロポーザル方式で受託者の選定を行っております。平成２５年度からは先ほどの説明のとおりでございますが、こちらのほう、令和元年から６年度の契約先につきましては、変更後の社名のクボタ環境エンジニアリング株式会社中部支店とさせていただいております。

３ページから８ページにつきましては、塩谷廃棄物係長より御説明いたします。

○塩谷環境課係長 それでは、令和元年度から令和６年度の維持補修整備実績及び予定について御説明いたします。

３ページを御覧ください。

維持補修整備実績については、日常における点検などを含めますと既にチェックが入っていますので、凡例として、整備、清掃、点検を行ったものには丸を、機器の更新、または交換を実施したものには二重丸で記載させていただいております。また、令和６年度については予定も含んでおります。

3 ページにつきましては、主にポンプ類を記載しております。整備内容は、各ポンプの点検、消耗品交換、オーバーホールが主なもので、下の段、横型渦巻ポンプ設備では、冷却水循環ポンプなど、3 種類のポンプについて更新を行いました。

次に、4 ページには薬品注入ポンプ設備などを記載しておりますが、薬品注入ポンプ設備のポンプについては、ポンプヘッド等が腐食、経年劣化により能力が低下するため、令和 5 年度に整備を行っております。また、令和 4 年度にコンプレッサー 2 台の更新と水中攪拌機設備の脱窒素槽の攪拌機の更新を行いました。

次の 5 ページには脱臭設備などを記載しております。脱臭設備のところの下から三つの部分は、今年度中に交換の予定であります清掃・目視点検を行う受入れ槽や貯留槽などの周期的に清掃点検を行っております。

6 ページの下段から 7 ページにかけては、汚泥乾燥・焼却設備を記載しておりますが、7 ページの真ん中辺りに集塵機（2）というものがありますが、これはバグフィルターの設定のことで、今年度取替えを予定しております。

8 ページ、自動ドアについては、点検作業のみのため三角で表示しております。中央監視装置は、本施設の整備を行っているプログラムが入っている情報処理装置を 2 か所更新しております。

以上が維持補修整備実績の説明になります。

○平山環境課長 それでは、9 ページのほうを御覧ください。

9 ページにつきましては、クリーンセンターの処理方式のフロー図になります。先ほど冒頭で御説明いたしました令和 7 年度から新規工事として予定する槽の防食塗装補修工事の箇所について、フロー図で説明させていただきます。

フロー図の左側のほうになるのですけれども、し尿処理の層の防食箇所につきましては、上のほうの列になります、左から順番に、し尿受入れ槽、し尿貯留槽、し尿予備貯留槽の 3 か所となります。浄化槽汚泥処理の槽の防食箇所につきましては、下の列になりますが、左から一つ、一番最初の受入れ槽を飛ばしまして、その次の浄化槽汚泥前処理槽、①と②がございますが、こちらのどちらか一つの槽と、その横の浄化槽汚泥予備貯留槽、浄化槽汚泥貯留槽の 3 か所になります。

次に、10 ページのほうを御覧ください。

こちらのほうは、令和 7 年度から 12 年度までの 6 年間の整備計画になります。項目を大きく 3 項目に分けて、①の施設点検業務、これらが先ほど係長のほうから説明がありました、ポンプ等の主な機器類をそれぞれの年度で更新する各種ポンプについて、一覧で示しております。

次ページをおめくりいただき、11ページのほうからは②の施設整備というところで、ポンプ等が続いておるんですけれども、これらが各種それぞれの年度におきまして、各項目ごとに交換ですとかオーバーホール等を行う計画となっております。

13ページの最後の列の③の施設保全工事でございますが、この中で中央監視装置から各種保全工事が書かれておる中で、中段、防食塗装（C種）補修の記載欄がし尿の受入れ槽の防食工事に係る部分で、実施年度につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、令和7年度から12年度までのクリーンセンターの整備計画の説明とさせていただきます。

尾鷲市クリーンセンターの包括複数年整備運営管理業務に係る資料の説明は以上です。

○仲委員長 どうもありがとうございました。

説明は以上のとおりであります。

ただいまの説明に対して質疑のある方。

○西川委員 1ページになるのかな、これ。最初の、これはクボタさんがずっとやっていますよね。それだけ信用があるということだとは思いますが、一番最初の年が随意契約でやっておると。次の年にプロポーザルでやっていますよね、次の期間で。それで、今回は随意契約の予定となっていますけど、これはどういうことなんでしょうか。

○平山環境課長 今の西川委員の御質問で、1ページ目の一番左側の表で、平成25年度から30年度の部分の随意契約につきましては、本契約の中で、先ほど①、②にありました浄化槽汚泥の貯留槽の増設工事を行う関係がございましたので、クボタ環境エンジニアリングさんの施設ということもあり、それらの整備も含めて予算計上と委託を行ったため、まず随意契約となりました。それから6年間の運営管理を行っていただいた後に、その後再度というか、公開型のプロポーザルを実施して、その結果、1社のみの入札であったんですけれども、引き続き、クボタ環境サービスさん（当時）に変わったという状況があります。

今回、随意契約の予定ということでお示しさせていただいておるんですけれども、先ほど申し上げました、浄化槽貯留槽の防食工事を今回新たに行っていく中で、通常運転をしながら各槽の防食塗装をやりながら回していくという、これはクボタさんしかできないという工事ではないんですけれども、日常の運転を行いながら切れ目なくというところの部分であったり、今後、長寿命化というか、現在の施設、で

できれば鉄筋コンクリートの50年間の耐用年数ぐらいを目指して使っていきたいというところもありますので、6年間の契約の中で、節目で真ん中である25年を迎えるというところから、引き続き、現状をよく御存じの現事業者さんに行ってもらうということで工事と、あと経費の縮減等が図れるのではないかとというところが、今回随意契約を予定、そして考えさせていただいておる理由になります。

○西川委員 その点は僕もいいと思います。それで、大々的なメンテ、防食処理と言われましたけど、これをするによって随分施設や設備の、どういう機械でもそうなんですけど、長寿命化は図れると思います。ですけど、防食処理というのは、今どういう問題が出ておるんですか。

○平山環境課長 防食処理、防食塗装を各コンクリートの槽に行っておるというところで、その塗装の耐用年数と申し上げたらよろしいのでしょうか、おおむね15年から20年で再塗装が望ましいというような状況にありますので、それを行って同期間ぐらいを延ばしていくというような考え方になっております。

○西川委員 確かにそれをやっておけばヘアークラックなどが、絶対ヘアークラックは入るんですよ、構造物は。防食塗装でもやっておけば、それはすごく長寿命化になると思いますけど、ヘアークラックとかそんなんは発生はしていませんか。

○平山環境課長 今御質問のありました内容につきまして、各槽につきましては年2回引き抜いて清掃点検を行っております。その中で、西川委員おっしゃられるように、やはりヘアークラック等は発生しております。ただ、そのヘアークラック等につきましては、発見時にヘアークラックの補修と、状況によりましては防食塗装の一部補修というような形を、これまでも随時実施しておるというのが現状であります。

○西川委員 やっぱりヘアークラックは出ますよね。きっちり防食、修繕をやって、長寿命化、中途半端にするんじゃなく、徹底的にやってもらったほうが、後々要らん金を使わんでええんじゃないかなと思うのが僕の考えですので。ヘアークラックは入るんですね。これで以上です。

○仲委員長 他に質疑ございますか。

○中村（レ）委員 防食は本当に必要やと思うんですが、配管のほうはいつ点検というのか、それは毎年されているんですか。

○平山環境課長 配管類につきましては毎年、ほぼ毎月か、施設点検の中で配管点検を行って、不具合のある場所については、その都度補修を行うというような形で運営のほうを行っていただいております。

○中村（レ）委員　さっきの説明で、何か予算の軽減のために随意契約とかおっしゃったような気がするんですけども、この随意契約によって何か予算が軽減されるということはあるんですか。

○平山環境課長　前回、今回の契約につきましてはプロポーザルという形で実施しております。その結果というか、当然準備期間、それに応札していただく企業さんにはかかりますので、その経費というのがやはり算定上乘ってくるというようなお話が、まず第一としてございます。

○仲委員長　他にございませんか。

○岩澤委員　今回の資料に関してではないんですけども、私自身経験したことがあることに関して。

尾鷲に住み始めて、初めてごみを捨てに行こうとしたとき、僕、間違えてこのクリーンセンターにごみを捨てに行ってしまったことがあります。実際、三重県内のし尿処理施設はクリーンセンターという名前がついているところも多いんですけど、全国的に見ると、ごみ処理施設もクリーンセンターという名前がすごいです。なので、今回のこの令和7年から12年の間の途中で広域ごみ処理施設が出来上がると思うんですけども、そうなるとこの東紀州全体からごみを捨てに来る方が、例えばスマホでごみ処理施設と調べたときに、間違えてこのクリーンセンターに行ってしまう人が多くなるんじゃないかなというふうに考えています。できれば、クリーンセンター（し尿処理）みたいな感じで分かるようにしてもらえたら便利かなというふうには思います。

○平山環境課長　今、岩澤委員のおっしゃっていただいた内容については、確かに自分としても、自分の場合は市外であったり県外の施設を調べるときに、かなりやっぱり名称というのが、ごみとし尿処理施設というところがあったりするので、確かに施設の機能といいますか、その辺を表す表示というのは、特に発信の段階ではこれからは入れていくべきではないかなというところ、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○仲委員長　他にございませんか。

○南委員　いつもこのクリーンセンターの包括の契約時期になると、僕、聞くことなんですけれども、6年間の長期の包括契約を結ぶことによって、幾分かの経費やとか、そういったメンテの面でも削減されるということは聞いておるんですけども、実際にセンターとして、単年度契約と6年度契約についての予算的な差額の開きというのはどのぐらい見ておりますか。単年度にした場合は幾ら、包括の場合

は幾らということは。もしお示しできるのであれば。

○平山環境課長　　ちょっと違った説明になってしまうかもしれませんが、包括複数年で6年間する場合、各年度ごとで修繕箇所であったり、先ほども年ごとに工事を行う場所が違うということで、差が出てしまうケースもあるということが、まず単年度で契約やった場合、その場合、予算措置と、確かにリアルタイムで、6年間の契約ですと6年後のところを見越してというようなところがあるんですけれども、近い場合ですと、その辺はよりニアリーなところでは出せるかなというところはあるんですけれども。例えば工事に係る、単独で毎年毎年行っている工事ですと諸経費の分であったりという部分が乗ってしまう、増加してしまう可能性があるというところは、一つのデメリットであるのかなというところは考えております。

あと、例えば先ほど冒頭で幾つか説明させていただいたポンプ類ですと、外に据え付けておるとポンプと、薬剤とかを入れる水中に入れておるポンプというのが、やっぱり耐用年数、寿命がかなり違うというところもありますので、それが結局は毎年高価になってしまったりというようなケースも出てきますので、それで運転上不具合が生じないようというようなところで、複数年あるとその辺の調節が利くというところはあるのかなと。

ただ、今、南委員がおっしゃられました、複数年によることの経費の削減ですとか、それにそれが直接つながっているかというところが、先ほど申し上げた諸経費等の話という部分になってしまうんですけれども、今考えておる、これまで考えておるというのは、そのような内容かなということでお答えとさせていただきます。

○仲委員長　　他にございませんか。

なければ、環境課を終了いたします。御苦労さんでした。

10分間休憩いたします。

(休憩　午前11時10分)

(再開　午前11時18分)

○仲委員長　　それでは、再開いたします。

続きまして、国市浜公園野球場建設工事について、教育委員会、説明をお願いいたします。

○田中教育長　　おはようございます。教育委員会です。

本日は、行政常任委員会を開催していただきありがとうございます。

報告事項として、国市浜公園野球場建設工事についてを担当参事より報告いたさ

せますので、よろしくお願いいたします。

○森下生涯学習課参事 それでは、国市浜公園野球場建設工事について、資料に基づき御説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。通知します。

現在、国市浜公園野球場建設工事については、全体予算額が12億5,500万円で、その内訳として、令和6年度が5億200万円、令和7年度に7億5,300万円の債務負担行為限度額を計上しております。

次に、現契約額については、総額で12億5,455万円となっております。今回新たに設置する予定のナイター照明設備については、施設利用者や市民の皆様からの要望もあり、これまで整備に向けて検討を行ってまいりました。前回に開催された7月の行政常任委員会においても、整備の概要を報告させていただいております。工事費の概算設計額としては4億2,000万円を見込んでおります。12月議会において債務負担行為の変更を計上したいと考えております。

そこで、野球場建設工事の工程や金額面等を考慮して、野球場と分離発注の場合、既存契約の変更契約を比較して検討しております。まず、分離発注とした場合においては、先ほどの概算設計額4億2,000万円が令和7年度の債務負担行為限度額に上乗せされ、11億7,300万円となります。次に、契約変更とした場合においては、令和7年度の債務負担行為限度額が11億1,300万円となります。

なお、工事の工程や工事に係る詳細な説明につきましては、建設課長から御説明させていただきます。

○塩津建設課長 それでは、建設課から説明させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。

今回のナイター照明設置工事につきましては、先ほど生涯学習課からもありましたとおり、契約方法について庁内で検討したところですが、令和8年3月27日までの完成のためには、現在契約済みの国市浜公園野球場整備工事を変更契約し、各種工程と並行して工事を進める必要があり、ナイター照明設備設置工事を含む全体工程について、変更契約を想定した場合の工程表を資料としてお示しさせていただきます。

まずは、工種の一番上でございます準備工について説明させていただきます。

先ほど生涯学習課参事からも説明いたしましたが、12月補正におきまして、債務負担行為の変更を御承認いただければ、速やかに仮変更契約を締結し、工程では縦の点線で示しておりますが、1月下旬から2月上旬をめどに変更の契約議案

を上程したいと考えております。この議案につきまして議決いただいた後、今年度の2月から3月にかけて、赤色のバーで示しておりますが、ナイター照明設備設置工事に係る現地調査や資材調達などを進める想定で、これに2か月程度の期間を要すると見込んでおります。

次に、工種・土木工事の下から3項目め、赤字で表示しております照明設備工ですが、これはナイター照明柱の設置工事で、これにも2か月ほどかかる見込みでございます。

次に、工種・建築工事の赤字で表示した電気設備工事につきましては、ナイター照明設置のため、電気設備を低圧から高圧に変更する工事と、照明柱に照明器具を取り付ける工事で、これも2か月ほどと想定しております。この照明器具でございますが、グラウンドを照らすという関係上、設置についてはグラウンド側から行う必要があります。このため、工種・土木工事の中ほどにあります内野スタンド工のほうにつきまして、これは赤色バーで示した部分でございますが、照明器具設置完了後にこの内野スタンド工を仕上げる想定で工程のほうを組んでおります。これについて分割発注で行い、現在発注済み工事の請負業者以外が受注した場合、この赤色側の部分の施工の間はその他の工事を中断する必要があるございます。また、工事の中止命令や新たな入札契約までにもある程度期間を要することから、工期内の完成が見込めないものと考えております。

次の資料3ページを御覧ください。

まず、7番として、令和7年度の債務負担行為限度額の変更後と変更前の差をお示ししております。分割発注とした場合、債務負担の変更後と変更前の差は4億2,000万円となっておりますが、変更契約とした場合はその差が3億6,000万円となり、6,000万円ほど軽減されることとなります。これにつきましては、直接工事費に基づいた諸経費率の計算によるもので、その関係について、8番のほうに示しております。

まず、今回の工事の直接工事費でございますが、表にありますとおり、ナイター照明分も含んだ全体額が10億2,075万5,000円で、ナイター照明分だけの直接工事費が2億4,483万4,000円でございます。公共工事の諸経費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費とございますが、そのうち共通仮設費率の計算につきまして、国土交通省から出されております土木工事工事費積算要領及び基準の運用から抜粋した表を参考に示しております。この表における対象額というのは直接工事費のことで、600万円以下であれば共通仮設費率は10.8%、3億円

を超える場合は6.62%と、直接工事費が大きくなるほど率が下がることが分かります。参考でお示ししていますのは共通仮設費についてでございますが、現場管理費や一般管理費も同様、直接工事費が大きくなるほど下がりますので、これにより分割発注と変更契約での金額に差が生じることとなっております。

次に、資料の4ページを御覧ください。

野球場スポーツ照明の設計概要で、以前の委員会でもお示しさせていただいておりますが、ナイター照明設備については、左上の平面図にあるとおり、全部で6か所の設置を予定しております。照明要件につきましては、硬式のⅢ、軟式のⅡを予定しており、これは軟式では観客のいる競技会や高水準のトレーニングが行えるレベルで、硬式では観客のいない競技会や一般的なトレーニングが行えるレベルでございます。照明器具の総設置台数は100台で、照明柱につきましては2本組で、地中深さ16メートル、立ち上がり20メートルとなっております。資料右上部の写真は、今回設置を予定しております支柱2本組のナイター照明のイメージ写真でございます。

建設課からの説明は以上でございます。

○森下生涯学習課参事　　続きまして、本工事に係る財源内訳の御説明をさせていただきます。

資料の5ページを御覧ください。

本工事の現予算額での財源内訳としては、令和6年度において社会資本整備総合交付金と過疎対策事業債を活用し、一般財源が7万円となる見込みであります。7年度においては社会資本整備総合交付金と公共事業等債を活用し、一般財源が3,770万円となる見込みであります。

次に、下段の照明設備を現契約の契約変更とした場合は、令和6年度は現状のまま変更がなく、7年度は社会資本整備総合交付金と公共事業等債を活用しますと、現予算額と比べ一般財源の負担が1,800万円増加し、5,570万円となる見込みであります。

説明は以上です。

○仲委員長　　以上が説明でございます。

質疑のある方。

○小川委員　　今、建設課長のほうから、直接工事費が大きくなると安くなるというような発言があったと思うんですけれども、それだったら入札のときにまとめてやればよかった、一緒のことじゃないかと思いますが、何で変更契約という形で出

してきたのかなという疑問がありますので、その点お答えください。

○塩津建設課長　　まず、当初予算の計上の段階では、ナイター照明につきまして、はっきりと設置するという方向性がまだ執行部のほうで決まっておらなかったもので、当初の変更の契約のほうからはナイター照明工事の分は省いた形で積算させていただいております。

○小川委員　　前頂いた図面か何かに、ナイターのあれも入っていなかったですか。

○塩津建設課長　　設計の業務委託の際に、ナイター照明も今後設置する可能性があるということで、それも含めた設計を委託しております。

○小川委員　　じゃ、5ページの財源のところでお聞きします。

令和6年度は、過疎債を使ったら一般財源7,000万、一番上のところ、それで、次、7年度は公共事業債、これを使うと一般財源のほうが高くなるんですね。みんなそうなんですけれども、ナイター設備もそうですよね。これ、過疎債は使えないんですか。

○森下生涯学習課参事　　令和7年度の過疎債の配分額というものがまだ未定であり、国市浜公園の野球場建設工事に幾ら充当できるかが不明なため、今のところ公共事業等債を充てるようになっていきます。来年度の過疎債の配分が決まりましたら、他の事業の財源も全体的に考慮して検討して、補正で組み替えることもあるかと思っています。

○小川委員　　じゃ、過疎債を使えたら使うというふうに、安くなるというふうに理解すればよろしいですか。

○森下生涯学習課参事　　過疎債を使いますと、有利な交付税措置がありますので、一般財源等の負担は減るものになります。

○小川委員　　過疎債という言葉をよく聞くんですけども、過疎債ってこれは何年で返済するのか。例えば令和6年度分であれば、1年の償還額というのは大体幾らぐらいになるんですか。

○森下生涯学習課参事　　今回借りる過疎債については12年償還になっています。それで、償還につきましては3年間据置きになりますので、実質は9年での償還になります。ですので、単純に9年で割ると、3億3,910万円に対して、年間の償還額は3,767万7,000円になります。そのうち、過疎債については70%の交付税措置がありまして、それが2億3,737万円になりますので、それを差し引くと、年間の実質の市の負担額というのは1,130万円程度になる見込みです。

○小川委員 じゃ、この表の一番下のところの5,577万になっていますけど、これ、過疎債をもし使えた場合、この金額というのはかなり減ってきますよね。大体、概算でどれぐらいになるんですか。

○森下生涯学習課参事 例えば令和7年度に過疎債が全額充当された場合ですと、この表の地方債Cの公共事業等債というのがゼロ円になりまして、地方債Dの過疎対策事業債、こちらは事業費の100%充当できますので、ここに5億5,650万円、単年度負担となる一般財源はゼロ円となる見込みです。

○小川委員 じゃ、市長にお聞きしたいんですけど、中電から4億円寄附がございましたよね。これの使い道というのはどのように考えておられるのか。

○加藤市長 今回中部電力のほうから、国市浜公園の要するに整備事業に対して4億円の寄附がありまして、非常にありがたい話なんですけれども、現状の、今生涯学習課の参事のほうから説明しましたとおり、この形で我々としても今財政見通し計画、これを立てた中で、ほぼこれで行けるだろうというような見通し計画を立てておりますので、当然頂戴した金額については有効に活用したいと思っておりますので、今後どういうふうにして国市浜公園を、要するに交流人口を高めて、市民の皆様が本当に安全安心に楽しく過ごしていただけるような場所づくりというのをきちんとやりたいと思っておりますので、今後そういうことになるような形で使い道を考えていきたいと。今のところはまだ、取りあえず4億円は基金に積んでおこうという考え方を今現在持っておりますけれども、この金額については有効に使わせていただきたいと思っております。

○小川委員 建設費のほうには回さなくても大丈夫というふうに理解してもよろしいですか。

○加藤市長 現状、財政見通し計画につきましては、昨年12月に御報告したとおりでございます。今年も一応その予定で、また議員の皆さんに御報告させていただきたいと思っておりますんですけども、今の状況では大丈夫だと言えらと思います。

○仲委員長 他にございませんか。

○中村（レ）委員 このナイターの設備、地上部20メートルって約7階建てぐらいだと思うんですけども、基礎部16メートルの立て込みということで、これって支持層に岩着するんですか。

○塩津建設課長 今、それに関して手元に資料がございませんので、また確認して改めて御報告させていただきます。ほかの対策等も含めまして。

○西川委員　　これ、２月から一応準備工になっていますね、工程表を見ると。２ページ。これ、大丈夫なんですか、納入は。今結構、いろんな機械ものは、車でも半年待ちはざらにありますから、これだけの期間で今から大丈夫なんですか、これ。

○塩津建設課長　　確かに西川委員おっしゃるとおり、資材等納入に関してはかなり今時間がかかるようになっていますが、支柱、照明設備につきまして、一応メーカーのほうに確認して、２か月程度で納入されるということを基に今回この工程のほうを考えておりますので、その辺については大丈夫だと思います。

○仲委員長　　他にございませんか。

なければ、生涯学習課、これで終了いたします。御苦労さんでした。

商工観光、準備をお願いします。

（休憩　午前１１時３７分）

（再開　午前１１時３８分）

○仲委員長　　そうしたら、商工観光課の説明をお願いいたします。

○濱田商工観光課長　　本日は、尾鷲市企業誘致促進条例（案）の概要について説明させていただきます。

冒頭、政策調整課から、おわせＳＥＡモデルの進捗状況について、まず報告させていただきます。よろしくお願いします。

○後藤政策調整課調整監　　政策調整課です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、尾鷲市企業誘致促進条例の説明の前に、おわせＳＥＡモデルの進捗状況について御報告させていただきます。

現在、中部電力を尾鷲三田火力発電所の跡地、また、燃料第１ヤード、第２ヤードの企業誘致エリアにおきまして、大型製材工場、あと、陸上養殖を検討する事業者様において、現在事業計画の策定に向けた検討が継続されておりまして、着実に事業者のほうで進めていただいているという状況になってございます。また、それぞれの事業者における検討が続いていく中、尾鷲市としましても、本市の企業誘致を促進するため、令和２年度以降、進捗企業の支援制度に係る検討を関係部署で進めてまいりました。

これらのことを踏まえまして、本委員会で尾鷲市企業誘致優遇制度を提案いたしたく、制度の詳細を商工観光課長より説明をさせていただきます。

政策調整課からは以上になります。

○濱田商工観光課長 それでは、改めまして、商工観光課です。よろしくお願いします。

それでは、行政常任委員会資料 1 ページを御覧ください。通知させていただきます。

冒頭、政策調整課から、おわせ S E A モデルの現状報告がありましたが、本条例につきましましては、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地への企業誘致を促進するため、必要な奨励措置を講ずることにより、本市における産業の振興と雇用の促進を図ることを目的に、新たに制定させていただくものであります。

2 の対象地区等につきましましては、対象地区を中部電力尾鷲三田火力発電所跡地とし、対象事業者については、業種による規制・制限はしておりません。これにつきましましては、条例上は業種による規制・制限はしていないものの、対象地区が中部電力の所有地であり、かつ、おわせ S E A モデル協議会において、誘致企業、事業者の決定がなされることを前提とした上での今回の奨励措置であることから、対象事業者については一定の判断の上に成り立っていることになります。

3 の奨励措置の決定方法につきましましては、市長は該当する事業者から申請があった場合は、新たに設置する尾鷲市企業奨励措置審査会に諮り、奨励措置の対象となる事業者の決定を行い、当該事業者からの申請に基づいて奨励措置を行います。

4 の奨励措置の内容につきましましては、それぞれの交付基準に該当する者に対し、本市に納付された固定資産税に相当する額を翌年度に奨励金として交付させていただきます。交付期間は、新設または増設に係る固定資産税を納付した年度の翌年度から 3 年間となっております。後ほど、次ページ、2 ページで説明させていただきます、国の優遇制度などを活用し課税免除等を受けている額につきましましては、本制度の対象外となっております。

5 の奨励金交付スケジュールです。建設工事が完了し、操業開始翌年の 1 月 1 日が固定資産税の起算日となっておりますので、奨励措置の対象事業者からの申請、本市への納税額の同額となりますが、当該額について予算措置を行った上で、翌年度奨励金として同額を交付させていただくことになります。

次のページ、2 ページを御覧ください。

国等の企業誘致促進策の状況についてにつきましましては、参考となりますが、国等の支援状況であります。

1 ですが、本市のように過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域の場合、対象業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービ

ス事業等に限られていますが、表の対象要件に該当する場合は課税免除等を受けることができます。例えば、大型製材工場は製造業に該当すると思われますので、まずは過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法に基づく課税免除等の支援措置を受けていただくことが、事業者にとって最も有利であると思いますので、その上で、本市への固定資産税の納付が発生した場合は、本制度の対象として支援させていただくことになります。なお、過疎地域における事業用設備等を取得した場合等の課税免除等を行った場合は、課税免除等を行った年度から３年間の減収分につきましては、７５％の普通交付税において減収補填がなされます。

（２）は県内市町の支援措置状況となっております。主に固定資産税相当額の助成など３年間の支援が最も多い、次いでイニシャルコストや新規雇用に対しての助成などの単年度支援が多くなっております。また、単年と３年の支援措置を組み合わせで行っている団体が１７市町中７市町と多くなっています。支援期間の最長は、鳥羽市の土地の賃貸に係る賃借料を１０年間無料とした上で、その後の２９年目までの割引を行う支援措置となっており、次いで、同じく鳥羽市の土地の取得に係る１０年間固定資産税相当額を全額助成する支援措置と、伊賀市の土地の取得に係るコストの一部を１０年間分割で交付する支援措置となっております。

以上、尾鷲市企業誘致促進条例（案）の概要についての報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○仲委員長　以上が商工観光課の説明であります。

質疑のある方、ございますか。

○南委員　新たに企業誘致の促進条例の制定ということで、固定資産税に相当する分を３年間にわたって交付するという形の説明なんですけれども、これ、以前に、尾鷲市が昭和３６年に制定されております尾鷲市企業助成条例との関わり合いというのは、今回の制定する条例とはどうなんですかね。例えば企業に当たっては、助成金の交付だとか市税の減免、敷地、道路、排水路事業に対する協力云々ということがあるわけなんですけれども、これとの関連性だけ説明をお願いいたします。

○濱田商工観光課長　今回、この新規の条例を制定するに当たりましては、附則の中で、現在の企業助成条例は廃止させていただきたいということを考えております。今回の新規条例を制定するに当たって、附則の中で新たに尾鷲市企業助成条例は廃止させていただきたいと考えております。

○南委員　そうすると、今回この促進条例が制定された後に、企業助成条例を廃止する条例案が出てくるという理解でよろしいんですか。

○濱田商工観光課長　現状の条例の上げる際に、条例の附則の中で既存の条例をさせていただきたいというふうに考えております。廃止する条例を上げるという提案もありますし、新たに代わるものができた場合、附則で変えるという方策もありますので、附則の中で廃止させていただいて、要は従前からあったものから新たなものに変えていくという形でさせていただければと考えております。

○南委員　上位法の問題はよく分からないんですけど、今、附則の中で条例を変えるって、勉強不足で、後でもいいんですけど、もっとしっかり詳しく説明させていただきたいなと思うんですけども、ただ、僕、思うのは、議会の議決を要して条例を制定したものを、附則の中で廃止できるのかなというような一抹の不安はあるんですけども。また後ほどいいですので、教えていただきたいと思います。

○濱田商工観光課長　また後ほど御説明させていただきます。附則まで入れて全て条例案となっておりますので、基本、廃止する附則も含めて、条例を議決いただくということになります。

○仲委員長　ほかに。

○中村（レ）委員　これの中の今回どの説明というのか、具体的な条例についてのあれは何もないということですか。よその市町のことは書いてあるけれども、どのような条例をつくりたいかというのは分からないんですけど。

○仲委員長　１２月に定例会でその議案の案が上がってくるということで、今回はその中身についてある程度説明をしたということで御理解を。

○濱田商工観光課長　１２月に新規条例を上げさせていただきたいと思っていましたので、今回ここで条例案を上げるか考えたんですけど、まずは概要資料のほうで説明させていただいたほうがいいのかと思ひまして、概要資料で説明させていただいております。

○仲委員長　よろしいですか。

○小川委員　この際なので聞かせてほしいんですけども、２ページのところの国の法律の支援措置状況というのを先ほど説明いただいたんですけど、既存の事業者が大型の設備投資をした場合、償却資産税の免除などはこの表で今でも免除されるんですか。

○濱田商工観光課長　過疎法に該当するものにつきましては、該当するものと考えております。申請を出していただくという話になりますけれども。

○小川委員　これ、申請は市に出せばいいんですか。

○濱田商工観光課長　そのように思っていますが、改めてまた調べて報告させて

いただきます。

○仲委員長 他にございませんか。

なければ、これで商工観光課の審議を終わります。

これで本日の行政常任委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。どうも御苦労さんでした。

(午前 11 時 52 分 閉会)